

TUFS 修学支援制度（大学院）取扱要項

〔 令和 4 年 3 月 22 日 〕
規 則 第 3 0 号

改正 令和 4 年 12 月 20 日規則第 125 号
令和 5 年 3 月 22 日規則第 49 号
令和 7 年 2 月 18 日規則第 12 号

（趣旨）

第 1 条 「国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予取扱規程（令和 2 年 7 月 28 日制定）第 9 条、及び「国立大学法人東京外国語大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程」（昭和 50 年 10 月 1 日制定）第 2 条による「TUFS 修学支援制度（大学院）」（以下、「TUFS 修学支援制度」という。）の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

（TUFS 修学支援制度の種類）

第 2 条 本規程で定める TUFS 修学支援制度の支援対象は、大学院総合国際学研究科の学生とする。

2 TUFS 修学支援制度の内、2021 年度以降入学者を対象とする制度を TUFS 修学支援制度大学院博士前期課程及び博士後期課程、2020 年度以前入学者を対象とする制度を大学院経過措置と呼ぶ。

（免除者数及び選考）

第 3 条 TUFS 修学支援制度における入学料及び授業料の免除者数及びその内訳について、次表のとおりとする。ただし、役員会が決定する予算額に基づき、学生支援マネジメント・オフィス会議での審議を経て、変更できるものとする。

	入学年度	制度名	免除者数および内訳	免除額
博士前期課程	2021 年度以降	TUFS 修学支援制度 【大学院博士前期課程】	特別選抜（推薦入試）による 4 月入学者の内、成績上位者 20 名（内部進学者を優先）	入学料全額免除及び授業料半額免除
			特別選抜（推薦入試）による 4 月入学者の内、成績上位 21 位～30 位の 10 名（内部進学者を優先）	入学料全額免除
			Peace and Conflict Studies コース 10 月入学者の内、成績上位者 5 名	入学料全額免除及び授業料全額免除
	2020 年度以前	TUFS 修学支援制度 (大学院経過措置)	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者若干名	学生支援マネジメント・オフィスの審議により決定する
博士後期課程	2021 年度以降	TUFS 修学支援制度 【大学院博士後期課程】	本学の博士前期課程からの内部進学者の内、成績上位者 10 名（世界言語社会専攻 7 名、国際日本専攻および共同サステナビリティ専攻から 3 名）（4 月進学）	授業料半額免除
			本学の博士前期課程 PCS コースからの内部進学者の内、成績上位者 3 名（10 月進学）	授業料全額免除
	2020 年度以前	TUFS 修学支援制度 (大学院経過措置)	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者若干名	学生支援マネジメント・オフィスの審議により決定する

2 博士後期課程入学者の入学料免除について、博士後期課程学内進学合格者は入学料が本来免除されているため、対象外とする。

（要件）

第 4 条 博士前期課程の入学料及び授業料免除者について、毎年度末に成績の確認を行うものとする。

2 博士後期課程の入学料及び授業料免除者について、標準年限での学位取得を促すという観

点から、博士後期課程1年目の1年次に博士論文計画書を提出させ、2年目の2年次に発表論文又は未発表研究業績を提出させ、修学状況を確認する。ただし、研究のための留学により、休学した場合は翌年度の提出となることを認める。

(その他)

第5条 TUFs 修学支援制度大学院博士前期課程の内、博士前期課程入学者の入学料免除者数の内訳について、特別選抜（推薦入試）により進学する者の内、成績上位が30名に満たない場合には、満たない人数について学外進学者も対象とすることができる。

2 博士前期課程及び博士後期課程において、原則としてそれぞれの標準年限の期間を授業料免除の対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、留学及び在外公館勤務等海外インターンシップ（以下「留学等」という。）のための休学に限定して、資格の繰り越しを認めることとする。ただし、資格の繰り越しは、各年度における授業料の徴収区分にあたる前半期又は後半期の単位で実施する。

4 本学が認めるダブル・ディグリープログラムに参加している者の修業年限は、参加プログラムが求める修業年限によるものとし、TUFs 修学支援制度による授業料免除の対象期間とする。ただし、プログラムが求める修業年限が博士前期課程で2年6か月、博士後期課程で3年6か月に満たない場合は授業料免除期間延長の対象外とし、授業料免除期間は6か月ごとに延長するものとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。